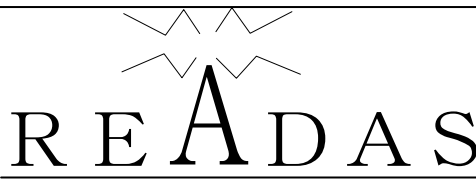


第 5448 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2016年)平成28年 4月13日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 借地権

**Q**：借地権って税法によって若干取り扱いが違うそうですが、どのように違うのですか？

**A**：次のような違いがあります。

### 【解説】

一般に借地権とは、借地借家法に定める「建物の所有を目的とする地上権又は賃借権」をいいますが、税法では、借地権を次のように規定しており、税目によって若干範囲が違ってきます。

#### ①法人税

地上権又は賃借権

所得税法に規定する借地権より範囲が広い

#### ②所得税

建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権

借地借家法に規定する借地権より範囲が広い

#### ③相続税

建物の所有を目的とする地上権又は賃借権  
借地借家法に規定する借地権と同じ

なお、借地権割合とは、一般に路線価図に記載された割合のことを指しますが、借地権割合は、相続税の課税価格を計算するためのものであり、所得計算をする法人税や所得税を課税するための基準ではありません。したがって、相続税の課税価格に算入する財産評価をする場合以外は、合理的な理由があれば、これと異なる割合を用いても差し支えありません。

